



令和5年7月27日

国土交通省関東地方整備局

利根川上流河川事務所

利根川上流河川事務所 表彰制度について

～優秀若手技術者表彰制度、ICT活用優秀下請企業表彰制度を創設します～

利根川上流河川事務所では、事務所所管の工事に関し、その施工等が優秀であって他の模範なる工事について、工事成績を評価するとともに、優秀若手技術者表彰、ICT活用優秀下請企業表彰として選定し、これを表彰することにより、技術力の向上及び円滑な事業の推進に資することを目的とした表彰制度を創設します。

表彰は令和6年度より実施し、表彰の対象期間は、令和5年8月1日以降に公告した工事かつ前年度に完成した工事となります。

なお、優秀若手技術者表彰受賞者は、利根川上流河川事務所が発注する総合評価落札方式による分任官工事の手続きにおいて、表彰の日から2年の期間、配置予定技術者の技術力における項目に加点評価を受けることができます。また、ICT活用優秀下請企業表彰受賞者は、利根川上流河川事務所が発注する総合評価落札方式による分任官工事の手続きにおいて、表彰の日から2年の期間、企業の技術力における項目に加点評価を受けることができます。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、
栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、千葉県政記者会

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所

電話：0480-52-3952（代表） メール：ktr-tonejo-keikaku@mlit.go.jp

副所長：近藤 誠（こんどう まこと）（内線204）

総括保全対策官：鈴木 雅史（すずき まさし）（内線308）

利根川上流河川事務所 優秀若手技術者表彰、ICT活用優秀下請企業表彰 選定要領

(目的)

第1条 この要領は、利根川上流河川事務所所管の工事に関し、その施工等が優秀であって他の模範となる工事について、工事成績を評価するとともに優秀若手技術者表彰、ICT活用優秀下請企業表彰として選定し、これを表彰することにより、技術力の向上及び円滑な事業の推進に資することを目的とする。

(選定の方法と基準)

第2条 優秀若手技術者表彰、ICT活用優秀下請企業表彰の対象は、別に定める「選定基準」に基づき優秀若手技術者表彰・ICT活用優秀下請企業表彰選定委員会（以下、「委員会」という。）で審査し、事務所長が選定するものとする。

(委員会)

第3条 委員会を構成する委員は、事務所長、副所長（事務、事業、計画）、総括保全対策官、契約事務管理官、経理課長、工務第一課長、工務第二課長、防災対策課長、管理課長、施設管理課長とし、委員長は、事務所長がこれに当たる。

(表彰者)

第4条 優秀若手技術者表彰、ICT活用優秀下請企業表彰は、事務所長が行う。

(表彰の対象期間)

第5条 前年度に完成した工事とする。

(表彰の取り消し)

第6条 表彰の対象となった工事において、表彰後に関東地方整備局から口頭厳重注意以上の措置（指名停止、文書厳重注意及び口頭厳重注意）を受けた場合は、表彰を取り消す。

(その他)

第7条 本要領に関する事務は、計画課が当たるものとする。

2. 優秀若手技術者表彰受賞者は、利根川上流河川事務所が発注する総合評価落札方式による分任官工事の手続きにおいて、表彰の日から2年の期間、配置予定技術者の技術力における項目に加点評価を受けられるものとする。
3. ICT活用優秀下請企業表彰受賞者は、利根川上流河川事務所が発注する総合評価落札方式による分任官工事の手続きにおいて、表彰の日から2年の期間、企業の技術力における項目に加点評価を受けられるものとする。

(付則)

本要領は、令和5年8月1日から施行し、同日以降に公告する工事から適用するものとする。
建設業担い手育成・確保貢献工事表彰制度（平成26年12月8日施行、平成28年6月28日一部改正）については、令和5年7月31日までに公告する工事に適用するものとし、以降廃止とする。